

## 自治基本条例（仮称）に関する懇談会 傍聴者アンケート 第8回実施分（平成29年6月6日開催） 自由記載欄

### ○ 今回の懇談会で印象に残った、または興味のある議論や課題がありましたら記入してください。

- ・ 自治基本条例における「市民」の定ぎを考えるには、単に「市民とは」という抽象的に考えるだけでなく、その「市民」にどんな権利や義務を期待するのか具体的に（ex. 住民投票するなら投票権を持ってもらうのか、市政（各種事業など）への協力、参加に努める（？）とするのか、納税してもらうとか（？））考えるところから始める必要があるのではと思いました。
- ・ 市長に住民投票権を与えることは危険ではないか（市長と市民だけで政策を決められ、二元代表制でなくなってしまう）という座長の発言には、目を開かされました。
- ・ 以下記載、議じ1～4を話し合っ頂きたかった。時間の問題もあるので1だけ、（3も少し）、まず議論が始まったところに至っていない。2・4については未だ、はっきりしていない。ただ議長（座長が）発議権を市長に持たせる危険性をはっきりおっしゃり、市民にこそ有るとのご意見を述べられた事が本日の一番の意見でありました。

### ○ その他、ご意見・ご感想などありましたら記入してください。

- ・ 自治基本条例は、（一般（？））市民に向けて制定されるものなののでしょうか？「こんなに素晴らしい自治基本条例があるから、このまちに住みたい」と思う人がどのくらいいるのか、ちょっと想像が難しく…。議会と行政が、自らを律するための、内部統制的（？）な内容をもったものが、自治基本条例なのかな…と想像していました。
- ・ 1. 1つ1つの案件ごとに、条例を作っ住民投票を行うのか、あるいは常在型（いつでも住民投票できるように）あらかじめ住民投票条件を作って制度と整えておくのか？
  - 2. 年齢、外国籍、市民税を納税している外国人、住民投票に参加出来るのか？
  - 3. 住民投票にかける案件を誰が発議提案できるのか、（市民？議会？市長？）特に市民が提案できる方法を盛り込むのか？
  - 4. そもそも何を目的に住民投票制度を位置づけるのか？（①議会および行政の「意思決定の誤り」を正すためか？②議会および行政が「市民にとって必要な取り組みを怠っていることの誤り」を正すためか？）①だけでなく②を含むのであれば、常在型の住民投票制度を作り、さらに市民による発案手続きを設けることが必要になる。

◎もし本日だけで住民投票についての議論が終ってしまったなら、「実際には市民が使えない制度」にするのか？となってしまうので、どうぞ継続した議論を求めます。

（※文字及び文章はアンケートに記入されていた原文のまま記載しています。）